



山形県公報

平成22年4月23日(金)
第2137号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                                       |                  |     |
|---------------------------------------|------------------|-----|
| ○消費者安全法による消費生活センターの設置……………            | (くらし安心課) ……      | 539 |
| ○野菜指定産地に係る生産出荷近代化計画の変更の概要の公表……………     | (生産技術課) ……       | 540 |
| ○土地改良区の役員の退任の届出……………                  | (村山総合支庁農村計画課) …… | 同   |
| ○同……………                               | (同) ……           | 541 |
| ○同……………                               | (同) ……           | 542 |
| ○土地改良区の役員の就任の届出……………                  | (同) ……           | 543 |
| ○同……………                               | (同) ……           | 同   |
| ○同……………                               | (同) ……           | 544 |
| ○同……………                               | (置賜総合支庁農村計画課) …… | 545 |
| ○農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………          | (森 林 課) ……       | 同   |
| ○農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知…………… | (同) ……           | 546 |
| ○基本測量の実施の通知……………                      | (用 地 課) ……       | 548 |
| ○土地区画整理組合の理事の退任の届出……………               | (都市計画課) ……       | 同   |
| ○土砂災害警戒区域の指定……………                     | (砂防・災害対策課) ……    | 549 |
| ○同……………                               | (同) ……           | 551 |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定……………                   | (同) ……           | 同   |
| ○同……………                               | (同) ……           | 554 |

### 教育委員会関係

#### 訓 令

|                              |   |
|------------------------------|---|
| ○山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令…………… | 同 |
|------------------------------|---|

### 公 告

|                       |            |     |
|-----------------------|------------|-----|
| ○あっせん員候補者の公示……………     | (労働委員会) …… | 同   |
| ○特定調達契約に係る落札者の公告…………… | (病院事業局) …… | 555 |

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第414号

消費者安全法(平成21年法律第50号)第10条第1項の規定により、消費生活センターを次のとおり設置した。  
平成22年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称                                     | 住 所                 | 相談等を行う日                                                                                     | 相談等を行う時間         |
|-----------------------------------------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 山形県最上総合支庁総務企画部<br>総務課<br>(最上消費生活センター)   | 新庄市金沢字大道上<br>2034番地 | 月曜日から金曜日までの日<br>(国民の祝日に関する法律<br>(昭和23年法律第178号)に<br>規定する休日及び12月29日か<br>ら翌年の1月3日までの日を<br>除く。) | 午前9時から午後<br>5時まで |
| 山形県置賜総合支庁総務企画部<br>地域振興課<br>(置賜消費生活センター) | 米沢市金池七丁目1番<br>50号   |                                                                                             |                  |

## 山形県告示第415号

野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第8条第1項の規定により樹立した野菜指定産地に係る生産出荷近代化計画の変更の概要は、次のとおりである。

平成22年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

変更に係る野菜指定産地の名称並びに当該産地の指定野菜の種別、作付面積、生産数量及び出荷数量

| 野菜指定産地名 | 指定野菜の種別 | 作付面積           |                | 生産数量        |             | 出荷数量        |             |
|---------|---------|----------------|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|         |         | 現状             | 平成24年における目標    | 現状          | 平成24年における目標 | 現状          | 平成24年における目標 |
| 山形      | 夏秋きゅうり  | ヘクタール<br>126.0 | ヘクタール<br>117.0 | トン<br>4,644 | トン<br>4,388 | トン<br>4,011 | トン<br>3,799 |
| 最上      | 夏秋きゅうり  | 31.0           | 45.0           | 1,371       | 1,879       | 998         | 1,318       |
| 鶴岡      | 夏秋きゅうり  | 50.0           | 64.1           | 1,140       | 1,381       | 737         | 804         |
| 山形      | 冬春きゅうり  | 21.8           | 21.5           | 2,050       | 2,028       | 1,913       | 1,882       |
| 山形      | 夏秋トマト   | 22.0           | 22.0           | 1,170       | 1,190       | 1,035       | 1,053       |
| 庄内南部    | 夏秋トマト   | 37.9           | 43.0           | 1,380       | 1,679       | 1,039       | 1,105       |
| さがえ西村山  | 秋冬ねぎ    | 25.8           | 27.4           | 736         | 761         | 454         | 470         |
| 庄内南部    | 秋冬ねぎ    | 66.0           | 87.5           | 1,558       | 1,827       | 826         | 985         |
| 庄内北部    | 秋冬ねぎ    | 104.0          | 96.5           | 2,008       | 1,950       | 1,078       | 1,075       |

## 山形県告示第416号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、二口堰土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成22年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所         |
|----------|---------|-------------|
| 理 事      | 鈴 木 傳 内 | 山形市落合町673番地 |

|     |           |   |             |
|-----|-----------|---|-------------|
| 同   | 遠 藤 明 夫   | 同 | 461番地       |
| 同   | 高 橋 吉 信   | 同 | 大字青柳880番地   |
| 同   | 武 田 藤 助   | 同 | 千歳二丁目6番8号   |
| 同   | 仁 藤 忠 男   | 同 | 落合町520番地    |
| 同   | 遠 藤 友 二   | 同 | 泉町15番6号     |
| 同   | 工 藤 守 彦   | 同 | 印役町一丁目2番34号 |
| 同   | 村 岡 新 六   | 同 | 落合町165番地    |
| 同   | 大 内 喜 代 治 | 同 | 1055番地の2    |
| 監 事 | 鈴 木 傳 吉   | 同 | 294番地       |
| 同   | 熊 谷 重 三 郎 | 同 | 大字青柳883番地の1 |
| 同   | 遠 藤 幸 男   | 同 | 落合町394番地    |

## 山形県告示第417号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小原土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成22年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所          |
|----------|-----------|--------------|
| 理 事      | 矢 萩 義 信   | 天童市大字川原子1437 |
| 同        | 森 谷 仙 一 郎 | 同 1640       |
| 同        | 仲 野 照 男   | 同 1296       |
| 同        | 仲 野 富 男   | 同 1300       |
| 同        | 矢 萩 利 憲   | 同 1306       |
| 同        | 矢 萩 和 広   | 同 1584       |
| 同        | 矢 萩 清     | 同 1319       |
| 同        | 矢 萩 啓 三   | 同 1321       |
| 同        | 矢 萩 勝 雄   | 同 1728       |

|     |         |   |        |
|-----|---------|---|--------|
| 同   | 矢 萩 馨   | 同 | 1400   |
| 同   | 阿 部 正 弘 | 同 | 1488   |
| 監 事 | 矢 萩 吉 美 | 同 | 1452-1 |
| 同   | 森 谷 正 秀 | 同 | 1291   |

## 山形県告示第418号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、村山東根土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成22年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所               |
|----------|-----------|-------------------|
| 理 事      | 鈴 木 貞 悦   | 村山市楯岡鶴ヶ町二丁目1番9号   |
| 同        | 小 関 幸 藏   | 同 楯岡新町一丁目6番33号    |
| 同        | 西 塚 茂 男   | 同 大字名取201番地       |
| 同        | 板 垣 誠     | 同 881番地の内第1号      |
| 同        | 柴 田 一 弥   | 同 大字河島甲9番地        |
| 同        | 兵 庫 和 夫   | 同 大字櫛山28番地の3      |
| 同        | 森 芳 憲     | 同 大字土生田2180番地     |
| 同        | 松 田 健 一   | 同 大字本飯田1604番地     |
| 同        | 菊 地 榮 藏   | 東根市本丸東11番3号       |
| 同        | 横 尾 芳 也   | 同 一本木二丁目2番48号     |
| 同        | 森 谷 敏 正   | 同 大字長瀨806番地       |
| 同        | 浅 野 目 謙 一 | 同 1293番地          |
| 同        | 鈴 木 勝     | 同 1083番地          |
| 監 事      | 柴 田 雅 彦   | 村山市大字河島甲5番地       |
| 同        | 梅 津 敏 治   | 東根市大字長瀨936番地      |
| 同        | 鈴 木 幸 三   | 村山市楯岡北町二丁目1番38-3号 |

## 山形県告示第419号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、二口堰土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成22年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所           |
|----------|-----------|---------------|
| 理 事      | 鈴 木 傳 内   | 山形市落合町673番地   |
| 同        | 池 野 吉 一   | 同 千歳二丁目6番2号   |
| 同        | 高 橋 吉 信   | 同 大字青柳880番地   |
| 同        | 村 岡 新 六   | 同 落合町165番地    |
| 同        | 武 田 藤 助   | 同 千歳二丁目6番8号   |
| 同        | 大 内 喜 代 治 | 同 落合町1055番地の2 |
| 同        | 仁 藤 和 男   | 同 1351番地の1    |
| 同        | 遠 藤 憲 治   | 同 278番地       |
| 同        | 小 鹿 巖     | 同 鈴川町二丁目1番30号 |
| 監 事      | 鈴 木 傳 吉   | 同 落合町294番地    |
| 同        | 熊 谷 重 三 郎 | 同 大字青柳883番地の1 |

## 山形県告示第420号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小原土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成22年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所        |
|----------|-----------|------------|
| 理 事      | 森 谷 仙 一 郎 | 天童市川原子1640 |
| 同        | 仲 野 照 男   | 同 1296     |
| 同        | 矢 萩 吉 美   | 同 1452-1   |
| 同        | 矢 萩 義 信   | 同 1437     |
| 同        | 矢 萩 和 広   | 同 1584     |

|     |         |   |        |
|-----|---------|---|--------|
| 同   | 矢 萩 啓 三 | 同 | 1321   |
| 同   | 矢 萩 勝 雄 | 同 | 1728   |
| 同   | 矢 萩 馨   | 同 | 1400   |
| 同   | 矢 萩 正 巳 | 同 | 1641－1 |
| 同   | 矢 萩 市 雄 | 同 | 1708   |
| 同   | 森 谷 千 秋 | 同 | 小原     |
| 監 事 | 森 谷 正 秀 | 同 | 1291   |
| 同   | 矢 萩 利 憲 | 同 | 1306   |

## 山形県告示第421号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、村山東根土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成22年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所             |
|----------|---------|-----------------|
| 理 事      | 鈴 木 貞 悦 | 村山市楯岡鶴ヶ町二丁目1番9号 |
| 同        | 小 関 幸 藏 | 同 楯岡新町一丁目6番33号  |
| 同        | 西 塚 茂 男 | 同 大字名取201番地     |
| 同        | 板 垣 誠   | 同 881番地の内第1号    |
| 同        | 柴 田 一 弥 | 同 大字河島甲9番地      |
| 同        | 兵 庫 和 夫 | 同 大字櫛山28番地の3    |
| 同        | 安 達 茂   | 同 大字土生田1964番地   |
| 同        | 石 山 公 己 | 同 大字本飯田594番地    |
| 同        | 横 尾 芳 也 | 東根市一本木二丁目2番48号  |
| 同        | 宮 下 敏 徳 | 同 本丸北一丁目5番12号   |
| 同        | 鈴 木 勝   | 同 大字長瀨1083番地    |
| 同        | 森 谷 敏 正 | 同 806番地         |

|     |         |   |                |
|-----|---------|---|----------------|
| 同   | 伊 藤 敏 夫 | 同 | 1315番地         |
| 監 事 | 柴 田 雅 彦 |   | 村山市大字河島甲5番地    |
| 同   | 松 田 高 雄 |   | 東根市本丸西二丁目2番18号 |
| 同   | 丹 野 哲 郎 |   | 村山市楯岡楯11番8号    |

## 山形県告示第422号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、伊佐沢土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成22年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所          |
|----------|---------|--------------|
| 理 事      | 渋 谷 利 弘 | 長井市上伊佐沢312番地 |
| 同        | 村 山 東 一 | 同 3243番地の2   |
| 同        | 黒 沢 征 夫 | 同 312番地      |
| 同        | 飯 澤 幸 夫 | 同 中伊佐沢2258番地 |
| 同        | 飯 澤 常 雄 | 同 2090番地     |
| 同        | 朝 倉 能 弘 | 同 芦沢873番地    |
| 同        | 平 子 良 之 | 同 下伊佐沢892番地  |
| 同        | 増 田 和 則 | 同 698番地      |
| 監 事      | 佐 藤 茂   | 同 上伊佐沢2840番地 |
| 同        | 山 口 秀 二 | 同 下伊佐沢945番地  |

## 山形県告示第423号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 保安林予定森林の所在場所

西村山郡朝日町大字太郎字雨沼1207、1211-2、1213-1、1881-1、1923-2、2278、2278-2、2289-4、2291-1、2291-5、2322-1、2452-1、2452-2、2456、2457-1、2457-2、2457-8から2457-15まで、2457-18、2457-19、2457-23、2457-25、2457-26、2457-28から2457-32まで、2457-34、2457-35、2459-1、2459-5、字打ナコ1229、1229-1、1230、1230-1、1232、1232-1、1232-3、1232-4、1235、1235-1、1236-1、1238、1240、1240-1、1241-1、1242-1、1243、1243-1、1244、1245-1、1246、1246

－1、1247－1、字吉三山1285－2、1290－1、1290－2、1290－7、2295、2459－8、字堰口1291－1、1291－4、1291－7、2327、2327－1、2327－2、字惣右衛門林1873－1、1873－2、字長坂1196－1、1198、1200－2、1202－1、1202－5、1203、1204、1204－1、1204－2、1204－5、1205、1205－2、1206－1、1206－2、2709－1、2710－3、2726、2727、2728－1から2728－4まで、2736－1から2736－3まで、字暖日1162、1165、1166－1、1167から1169まで、1173－1、1173－2、1175、1176、1176－2、1177－1、1177－2、1178から1181まで、1184から1186まで、1189－1、1189－2、1190－1から1190－3まで、1191、1193、1196、1201－1、1202、1206－4、1218－1、1218－3から1218－6まで、1219－2、1219－3、1219－5、1219－6、2283－1、2701－1、2703から2706まで、2708、2711、2713－1、2714－1、2715－1、2715－2、2716－1、2717－1、2717－2、2718－2、2719、2723、2730、2735、2738から2740まで、2756－1、2758、2759、2760－1、2762－1、2763－1、2764－1、2765－1、2766、2768、2771－1、2773、2775、2779－1、2781－1、2782－1、2783－1、2786－1、2788－1、2790－1、2792、2793－1、2794－3、2795－1、2795－2、2796－1、2797－1、2797－2、2798、2799、2801、2803－1、2804－1、2804－3、2805、2806－1、2806－2、2807－1、2807－2、2808－1、2809－1、2810から2812まで、2814－1、2815－1、2815－3、2816－1、2819、2820、2821－1、2821－2、2822－1、2822－2、2822－5、2823－1、2823－2、2824－7、2826－1、2827－1から2827－3まで、2829－1、2833、2835、2837から2839まで、2841－1、2842、2843、2845－1、2845－2、2845－7、2847、2849、2850－1、2851－1、2851－3、2852から2859まで、2863、2864、2866、2870、2872、2874、2875、2878から2880まで、2882、2883、2886から2890まで、2892、2894、2899－1、2900、2901－1、2902－1、2903－1、2904－1、2906－1、2906－2、2906－4、2908－1、2908－3、2912から2914まで、2916、2919－1、2920、2925、2926、2929－1、2930、字ヒノ倉1210、1212、1213、1213－2から1213－4まで、1215、1220、1220－1、1220－9から1220－11まで、2278－1、2279、2280－1、2281、2457－20、2457－22、字文野1164、1164－1、1164－3、1164－4、1164－15、1164－16、1164－18、1164－19、1164－21から1164－25まで、1164－27から1164－32まで、1164－35、1164－41、1164－43、1164－46、1164－48、1164－52、1164－54、1164－58、1164－59、1164－62、1164－63、1164－65、1164－66、1170－1、1246－2、1293－1、1293－3、1293－4、1445、2326－1、字三ツ沢1221－1、1221－2、1221－6、1222、1224－4、1224－6、1224－10、1225－1、1225－11、1225－12、1227－2、1878－1、2284、2284－1、2285、2286、2288－4、2288－5、2289－1、2289－2

## 2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字吉三山2295・字堰口2327－2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第424号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成22年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

東田川郡庄内町肝煎字板敷19－424

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字高森16-1
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市松沢字和田上1-4、1-9
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市上名川字祝沢73-3
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市上名川字祝沢95-1、97-1
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市本郷字向平1

(2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市本郷字向平27-2

(2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第425号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成22年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 基本測量を実施する地域  
山形市

2 基本測量を実施する期間  
平成22年5月17日から平成23年3月18日まで

3 作業の種類  
基本測量（基本重力測量）

#### 山形県告示第426号

土地地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により届出のあった寒河江市木の下土地地区画整理組合の理事のうち、次の者が退任した旨の届出があった。

平成22年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

住所 氏名  
寒河江市西根一丁目1番31号 森岡貞造

## 山形県告示第427号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年4月23日

山形県知事 吉村美栄子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 馬形沢1        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 天狗沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 大石沢川        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 千手院沢1       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 山寺沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 田代沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| ねこヶ沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 地藏堂沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 男形沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 小高次沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 芦沢川         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 馬形沢2        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 千手院沢2       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 所部          | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 蔵王温泉        | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 鳴の谷地－5      | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| ゆきさわ台       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 山寺1         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 山寺2－1       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 山寺2-2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山寺2-3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 所部1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 南院     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山寺3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 馬形     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 地藏堂-1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 地藏堂-2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 地藏堂-3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 芦沢     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 千手院2-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 千手院2-2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 千手院3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 千手院4-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 千手院4-2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 所部2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 千手院1-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 千手院1-2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮崎     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 五反田    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 湯尻     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 横倉     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 清水坂1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 清水坂2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 中森1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中森2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中森3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中森4   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 荒敷    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 丈二田   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 土合1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 土合2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 土合3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 土合4   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下宝沢   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新山2-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新山2-2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山形市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第428号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 地藏堂沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに天童市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第429号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 馬形沢1          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 天狗沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 千手院沢1         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 田代沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| ねこヶ沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 地藏堂沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 男形沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 芦沢川           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 千手院沢2         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| ゆきさわ台         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 山寺1           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 山寺2-1         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 山寺2-2         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 山寺2-3         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 所部1           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 南院            | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 山寺3           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 馬形            | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 地藏堂-1         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 地藏堂-2         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 地藏堂-3         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 芦沢            | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 千手院2-1        | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

|           |          |         |
|-----------|----------|---------|
| 千手院 2 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 千手院 3     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 千手院 4 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 千手院 4 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 所部 2      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 千手院 1 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 千手院 1 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮崎        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 五反田       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 湯尻        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 横倉        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 清水坂 2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中森 1      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中森 3      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中森 4      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 荒敷        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 丈二田       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 土合 1      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 土合 2      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 土合 3      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 土合 4      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下宝沢       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新山 2 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新山 2 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山形市役

所において縦覧に供する。

### 山形県告示第430号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 地藏堂沢          | 別紙図面のとおりに                   | 土石流                 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに天童市役所において縦覧に供する。

## 教育委員会関係

### 訓 令

#### 山形県教育委員会訓令第6号

県 立 学 校

山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年4月23日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

#### 山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

山形県立学校職員服務規程（平成2年3月県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。  
第19条の表中新規採用者の項第3号及び第4号を削り、転任を命ぜられた職員の項を次のように改める。  
転任を命ぜられた職員 通勤届（給与の支給に関する基準と手続の規定に該当するときに限る。）

第21条第1項中「、住所の異動の場合にあつては居住届を」を削る。

別記様式第22号 削除

別記様式第23号 削除

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定によるあっせん員候補者は、次のとおりとする。

平成22年4月23日

山形県労働委員会  
会 長 濱 田 宗 一

| 氏 名     | 関 歴               |
|---------|-------------------|
| 濱 田 宗 一 | 山形県労働委員会会長、弁護士    |
| 立 松 潔   | 山形県労働委員会委員、山形大学教授 |
| 高 橋 和   | 山形県労働委員会委員、山形大学教授 |
| 浜 田 敏   | 山形県労働委員会委員、弁護士    |
| 伊 藤 庄 一 | 山形県労働委員会委員        |

|         |                                      |
|---------|--------------------------------------|
| 富 檉 洋 子 | 山形県労働委員会委員、日本労働組合総連合会山形県連合会女性委員会委員長  |
| 神 尾 浩 司 | 山形県労働委員会委員、東北電力労働組合山形県本部委員長          |
| 岡 田 新 一 | 山形県労働委員会委員、自治労山形県本部執行委員長             |
| 大 泉 敏 男 | 山形県労働委員会委員、日本労働組合総連合会山形県連合会会長        |
| 細 谷 眞   | 山形県労働委員会委員、J A M南東北山形県連絡会会長          |
| 鈴 木 合 子 | 山形県労働委員会委員、スズキハイテック株式会社常務取締役         |
| 長 岡 喬   | 山形県労働委員会委員、社団法人山形県経営者協会専務理事          |
| 井 上 敬 三 | 山形県労働委員会委員、山形パナソニック株式会社執行役員商事事業部事業部長 |
| 佐々木 秀 昭 | 山形県労働委員会委員、酒田商工会議所専務理事               |
| 元 木 清 行 | 山形県労働委員会委員、株式会社ヤマコー取締役総務部長           |
| 三 澤 俊 昭 | 山形県労働委員会事務局長                         |
| 佐 藤 清 夫 | 山形県労働委員会事務局審査調整課長                    |

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年4月23日

山形県立新庄病院長 鈴 木 知 信

- 1 落札に係る物品の名称及び予定数量 A重油 676キロリットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院医事経営課用度係  
新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- 3 落札者を決定した日 平成22年3月26日
- 4 落札者の氏名及び住所  
ヴィガ石油有限会社 新庄市大字鳥越690番地3
- 5 落札金額 1リットル当たり62.79円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則第3条の公告を行った日 平成22年2月9日

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤          | 正          |
|-------------|------------|-----|----|------------|------------|
| 平成22. 3. 30 | 号外(5)      | 11  | 22 | 別記第72号の2様式 | 別記第75号の2様式 |

平成22年4月23日印刷  
平成22年4月23日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056